

史料報

第 46 号
昭和62年 3 月

県史編さんと県立文書館

阿部 昭
〔栃木県立文書館指導主任〕

栃木県立文書館が条例によって設置（六一・四・一）されて一年、開館して半年がまもなく過ぎようとしている。この一年間のあわただしい日々と、県史編さん以来の歳月をふりかえると無量の思いのこみあげざるを禁じえない。

文書館の設置のための計画や準備を進めている過程でも、いくたびか各方面から今回同様のテーマでの執筆を求められたことがある。それらについては結局すべてご遠慮申上げてきた。そうした余裕のなかったことも事実であるが、何よりも目の前の実践と離れた「論評」をしても意味のあることと思えなかったからである。

漸く仕事の一つの節目を迎えたとの感もあって、この間の動きをふり

かえりつつ私見の一端を申述べてみたい。

一 設置の経過

栃木県史編さん事業が始まったのは昭和四十三年である。既にその草創期の編さん委員会、専門委員会で「文化運動として県内古文書の悉皆調査を実施し、将来は、収集・研究・公開を三本の柱とする文書館を整備せよ」との提言を得ていた。その後専門委員会からは、しばしば同様の提言を出されていたが、県政が多くの課題を抱え、県史自体もまだ仕事を残していたこともあって、なかなか実現の運びに至らなかつた。そうしたなかで昭和五十一年県策

定の「新長期総合計画」は、博物館整備計画の中で県史編さん収集の古

目次

| | |
|-------------------------|------------------------|
| 県史編纂と県立文書館：阿部 昭……………(1) | 昭和六一年度新収史料紹介……………(11) |
| 農民史料の名称付与について……………(4) | 全史料協第一二回大会参加記……………(11) |
| 史料所在調査報告……………(4) | 受贈図書……………(12) |
| 笠谷和比古……………(4) | 彙報……………(16) |
| 「大塩平八郎一件書留」の刊行……………(10) | |

文書の保管・展示を行うと述べ、文書館は博物館に併設か、または吸収する考え方になつていった。

この構想では文書館の独自性が充分に発揮できないという専門委員会からの発言があり、事務局が関係課と調整に動いた結果、昭和五十一年の「改訂新長期総合計画」では、文書館整備がはじめて独立項目として明示された。そこには、

歴史的古文書及び将来貴重な歴史資料ともなる県の行政文書を保存管理し、本県の歴史を後世に伝えるとともに、学術的な調査研究に資するため、県立文書館を設置する。

とあり、寄る辺のない大海に貴重な足がかりを得るものであつた。

同年七月に県立文書館基本構想策定委員会を設置、翌年にかけて数回の会合を持ち「基本構想案」をとりまとめた。基本構想は、のべ三千平方メートルほどの独立館を建設する計画をもっており、そのための図面も用意していた。しかし、五十六年

から五十八年にかけては用地の選定に苦心し、候補地もいくどとなく変わったが、終始県庁に隣接する地との構想を貫いた結果、五十八年の九月に至り複合館ながら県庁本館東隣に新館（東館）を建設することになつた。

折よく五十九年三月をもって県史編さんも完了し、四月をもって県教委総務課内に文書館開設準備班を置くことになった。同年十月から東館建築工事が始まり、一年六カ月を要し六十二年一月に竣工した。この間法規関係の準備も進め、ともかくも六十一年三月三十一日、栃木県条例第三号をもって「栃木県立文書館条例」を公布（四月一日施行）する運びとなった。

二 設置過程での問題点

県史編さんから文書館の建設に至った例として既に福島県・岐阜県の例があり、これはつねに我々の心の支えであつた。しかし、栃木県で設置の準備が始まったときには、「情

報公開条例」の準備が同時に併行して進むという新しい状況が生まれており、そうしたなかで、博物館法の適用も受けようと思えば受けられる歴史資料館ではなしに、あくまで文書館を建設しようとする初志を貫いたという点では、栃木県も新しいタイプを生み出した例と言えるかもしれない。勿論近くに埼玉県立文書館、群馬県立文書館というこのうえない範を得たことであるが、両県文書館が情報公開条例に先んじて基礎を固められていたことはうらやましい限りであった。

先進県の良き実例を範としながらも、これではなければならないという法律上の規定がないため、準備の過程の様々な場面で無数とも言える選択を迫られることになった。それらの問題はみなそれぞれきわめて重要で、いずれもこれから我々がつくっていくかねばならない文書館法の内容にかかわっている。

第一に施設の性格は、公の施設か、教育機関か、研究所か、知事部局の分課か出先機関か。

第二に所管は、教育委員会事務局か、知事部局の分課か、財団か。

第三に行政文書との関係は、行政文書抜きで古文書のみにするか、両

者を統合するか、行政文書のうちどの部分を文書館にうつすべきか、はては情報公開施設と一体にできるのか。

第四に建物の建設場所は、県庁に隣接する土地といっても、どのくらい離れることができるか、複合庁舎の善悪。

その他これらに関連して派生する問題をあげると限りない。問題は実際には複雑にからみあってあらわれ、その判断は難しい。

しかし、今かえりみると問題のあらわれ方には一つのパターンがあり、大体的場合、短絡的な機能の統合論、又はそれと表裏の関係にある機能の分離論であった。つまり、博物館・図書館との統合が言われるときには、それとは異なる行政文書の分離論がともなっている。逆に行政文書との分離、古文書のみでの独立が言われるともなく博物館・図書館への統合論が顔を出すのである。

行政文書の管理課や情報公開担当施設との統合論もあつたし、また今後もその方向が進められる可能性は残っていると私見では考えている。その場合にはさすがに機械的に古文書の部門を切り離すとは言わなかつたし、今後とも言わないうであろうが、

少くとも文書館建設に期待を寄せた利用者の側の研究・教育活動との分離が進められる可能性がある。いわば文化運動との切り離して、文書館建設を推進してきた初志に反する結果さえ生じる恐れがある。そんなことはないという言い方が多くの場合なされるが、知事部局の分課として、単なる行政機関としての位置づけとなると、文書館は文書の保管機関（現在の行政の認識では要するに保管倉庫）とされる傾向が強い。

当面の状況では研究者の素養をもった専門の担当者を得ることもほとんど不可能に近い。当然、文化運動に理解を示しそれと共に歩む姿勢は生まれてこないだろう。

結局、栃木県としては民間の古文書と県公文書のうち歴史資料となつたもの（後述）をあわせ収集・管理するとともに、その活用を図り、教育、学術、文化の発展に寄与するため、博物館・図書館・情報公開室のいずれとも別に独立して文書館を設置することになった。我々の考えからすれば、他に選択支がないではないが、これがもっとも文書館の機能を損わない素直なありかただと考えている。

三 現状と特色

これまでの経緯について、いささか我が田に水を引くがごとき説明をしてきたが、現状となると問題も多い。

地方自治法上の「公の施設」で、地教法の「その他の教育機関」と法規上の位置づけを与えられた我が文書館は、教育委員会事務局総務課を主管課とする出先機関であるが、出納管理をはじめとする庶務経理担当者はなく、その部門を主管課の担当者に依存している。こうした措置は行政改革下において定数職員をまったくふやすことができないことからくる苦肉の策である。

職員は、総務課長兼任の館長のほか行政職の館長補佐、教職出身の指導主事四名、嘱託三名、臨時職一名という最少限のスタッフである。

これだけで古文書・行政文書の収集・整理・保存、県内史料所在調査、古文書展示会や古文書研修会の開催にいたるまでを行わなければならない。施設・設備の面はともかく人手がまわらないというのが正直なところである。間に会わなければ、どこかやり残しができるのは当然で、結局は文書の整理のような、直接には人目につかない地味な努力を要する

部分があと送りされる結果になる。

独立した機関をめざしたが、建物が複合庁舎の中にくみ込まれる結果となった。フロアーをできるだけ分離するとともに、防災上の施設や空調施設など、他の部門の影響を蒙らないよう配慮したが、開館日や時間については、一般庁舎並みの制約を受けることになり、当面は、日曜と土曜の午後は閉館となっている。現在はともかくも、将来の利用者の拡大を制約するものとならないことを願っている。

開館までに充分には間に合わなかった文書の受入れも、徐々に進んで古文書については、寄贈文書のほか約五万点ほどの寄託文書の整理と寄託契約の手続が年度中にも終る予定である。このほか、県史編さん時にマイクロフィルムに撮影された収集史料（三千巻）は、写真複製本ともどもすべて閲覧に供せられている。

行政文書については、県の永年保存文書のうち完結後三十年以上経過し、一般の閲覧に供して支障のないものを管理委任文書として文書館にうつして利用することになっている。当面戦前期の文書二六〇〇冊余をその対象としているが、そのうち関係機関のチェックを経た七〇〇冊余が

第一陣として文書館に管理委任され、配架を済ませた。

そのほか廃棄文書から文書館が選択する収集文書の整理も少しずつ進んできており、当初我々がイメージしていたものに近いシステムが漸く軌道に乗りつつある。

四 今後の課題

県史編さんの成果を継承すべき「歴史的文書の殿堂」建設の使命は、まがりなりにも一応の足がかりを得たように思う。しかし、これから先を見通して、この施設の充実・発展を考えると、その道は今まで以上に険しいものがある。

真に利用者の要望にこたえるためには、保有する文書の質量とも充実させる必要がある。また、利用案内のための調査相談能力をたかめねばなるまい。必然的に文書目録や各種の索引づくりに力を注がなければならぬ。

もっとも地味な仕事であるが、文書の整理や目録・索引づくりが、文書館の本領であり、この分野の充実が、数十年後の文書館の評価を決することになることは疑いないことである。展示会や研修会などが人目につく仕事であるのに対し、文書の整

理や補修、目録や索引づくりは、目立たぬ、つらい下積みに近い仕事でもあり、しかもかなりの専門的研究の裏づけなしにはできない仕事である。こうした仕事にやりがいをもって働ける職場としても、文書館の味の充実が図られねばならない。

栃木県立文書館では、全国にさががけて、コンピュータを利用した検索システムを作成した。試行的に幾つかの文書群を入力し、様々なキーワード（事項・地名・人名）や年月日指定による検索をしてみると従来の固定的印刷目録ではできなかったような様々な可能性をもった使い方ができることがわかった。ハードもソフトもこうしたことを充分に果たすことができる時代になってきている。

しかし、こうしたシステムも、それを充分に運用するための裏づけが必要である。それなしには、優秀なシステムもその機能を充分に作動せずには終る可能性もある。

あせる必要はないのだが、日本の文書館はもっと市民生活のなかにその根をおろしていく必要があることを痛感する。そのひとつは情報機能の充実ということに関連するが、現代人の求める情報は、ひとりその郷

土の文書館のみが保有する情報では到底応じきれないものがあり、関連機関のあいだで様々なネットワークをつくり出していかねばならない時代に既になつていっているにもかかわらずそれへの対応は著しく立遅れているように思われる。

もうひとつは、古文書・行政文書にかかわらず、その整理保存のシステムづくりであるが、その専門的研究もまだ著しいばかりで、地方文書館が人材養成のための研修の場を求めようとしても、なかなかその場を得られないような状態にあることはまことになげかわしいことである。

今後の課題について述べたことは多いが、いずれにしても時間を要することはかなりのようである。植えたばかりの小さい苗が大きな幹に成長するには、さらに幾星霜を重ねなければならぬ。

農民史料の名称付与について

—「連印」の意味把握を中心に—

笠谷 和比古

当館所蔵の松代藩真田家文書については、そのうちの冊子型史料の分は既に目録第二八集として刊行し、ここ数年は書付型史料の整理と目録刊行を続け、その成果は目録第三七集（真田家文書目録「その二」）・同第四〇集（同「その三」）として公刊している。目録「その二」「その三」で扱った史料は専ら藩内の各役職間・他藩間・幕藩間という武家社会内部で作成・授受された史料であった。これに対して今回刊行した目録第四三集（真田家文書目録「その四」）に収載した史料の大半は、農村の村役人等の手によって作成され藩役所に上申された、農民上申史料と呼ぶべきものである。

今回の目録ではこれらのものに史料名称を付与し、それに基づいて目録上の表題表記を行っていたが、これら農民上申史料の名称については武家社会内史料のそれに比して確定の度合い、史料取扱者の間での合意の度合いが一層低いものである。従って今回の目録において採用したところのものも確定されたものではなく暫定的・試案的な要素を含むものであることをお断りしておかねばならないであろう。その具体的な種類については今回の目録第四三集の解題に詳述したのでそちらを参照されたい（また近世史料の名称付与の一般的問題について、筆者は『史料館報』第三三号・第三九号にそれぞれ一文を発表しているので併せ参照して頂ければ幸いである）。

さてこの小稿で指摘したいのは、これら農民史料に記された差出者の「連印」の意味把握の問題である。農民上申史料が武家社会内史料と区別される一番大きな問題は差出者の連印の数の多さと、それに伴う差出者の身分の多様さである。このことが史料の性格規定をその差出者の観点において捉えることを難しくしている。これをどう適切に類型化するかが農民史料の性格把握のためにも、その史料名称付与にとっても問題の要となるものであろう。この問題は今回の目録解題で述べ

たところと重複するが、ここでは農民史料の名称の問題を、この連印の諸様式と、それらの相互関係、およびこの相互関係によって実現する連印各様式の意味生成という観点から、今少し掘り下げて考えてみたい。

* * * * *

農民史料の連印者の役職名称や連印の様式は地域によりまた時代によって様々に異なるものである。従って一律にこれを法則化して総ての農民史料に適用しようような「連印様式」の一覧表などはありえないし、またそのようなものに基づいて農民史料の名称を一律に設定していくような試みは失敗に終わるのであろう。この点は最初にはつきりと確認しておく必要があるであろう。

しかしながらそれが千差万別だということとは、この連印のあり方が無原則ないし無意味な混沌の中にあるということの意味する訳ではない。各地域の各時代という分割された各局面においては、この連印のあり方はそれぞれに秩序立った有意味な体系を構成しているのである。真田家文書の中の農民上申史料については以下のような形において、連印の様式上の諸類型と、それら相互の関係による有意味な連印諸類型の体系と

いったものが析出されるのである。

(1) 村方三役人の連印

村方三役人の連印の史料は農民上申史料の基本をなすものである。

例えば松代藩領の一村たる福島村の名主三郎右衛門・組頭次郎兵衛・長百姓専助の三名が連印しているような願書の場合、この連印が三名であることは偶々意思を同じくする人間が三人いることを意味するものではない、という点に注意しよう。この三名の連印は、村役人としての職務に基づいて村全体の意思を公式的に伝達すべき要件を充足したということを示しているのであって、この史料の差出者の属性としては、「村方三役人」であるという点において把握されるべきものと考える。

であろうが、これでは当該史料の差
出者の性格については単に人数的な
意味でしか規定しえず、この三人が
如何なる関係をもち、当該史料が如
何なる性格のものであるかを明示し
えないであろう。このことが右の形
の連印を村方三役人の連印と類型化
した理由のものである。

そして更にこの村の公式的意思伝
達は三役人の連印が揃って初めて発
効するものであるから、三役人の連
印は纏まった一つの単位と理解すべ
きものであり、この史料名称では
「連印」という語は敢えて省略した。

(2) 頭立惣代・小前惣代の加印
村方三役人の連印の次に来る形態
は、頭立百姓（大前百姓）の惣代と
小前百姓の惣代の連印が三役人のそ
れに加わるものである。これは村の
意思をより強固に表現したものと解
すべきものである。この連印様式は
請書に多く見られる。それは誓約性
の強さや、それと不可分の村の全体
的承認といった性格を表現するもの
であろう。

またこの様式は願書においても用
いられることがある。しかしながら
村から上申される願書は村方三役人
の連印が常態なのであるから、右の
形態はそれとの対比において特別の

意味をもってくることになるであろ
う。その意味としては次の二つのも
のが取ざされる。一つは出願の度合
いの強さや重事を対象とする出願と
いう性格を示すもので、凶作時の免
下げ願い、処罰に対する赦免願いと
いったものに用いられている。今一
つは、その前提に村役人・頭立層と
小前層の村内対立が存在しており、
和睦を経て両者一体となって藩に特
定の出願（争論訴状の取り下げ願い、
争論の原因となった新田開発につい
ての両者合意での開始出願等）をな
すといった場合に見られるものであ
る。

さてこの場合の史料名称の問題で
あるが、ここでも頭立惣代と小前惣
代の連印を一つの単位と見做して、
この両者の存在を「頭立小前惣代」
と略記し、全体の史料名称を例えば
「福島村三役人・頭立小前惣代連印
願書」の如くにした。また両惣代が
揃わず、単に頭立が若干名連印して
いるような場合には「福島村三役人・
頭立連印願書」の如くにした。

(3) 願人などに三役人の加印
新田開発や特定の営業を出願する
願人や、奉行所等より吟味を受けた
吟味人の提出する書付（願書・請書・
答書等）に三役人が加印をなす様な

種類の史料もある。この種の史料名
称は一般的には「村方願人・三役人
連印願書」の如くとした。この史料
名称の意味するところは、同じく願
書であっても「村方三役人願書」は
村が主体であるのに対し、これは願
人個人の出願に村が連帯保障を与え
た願書であるということである。

(4) 吟味人とその親類や五人組の人
間、及び三役人との連印

これは刑事的事件に際して奉行所
に提出する請書などに見られるもの
である。この場合、吟味人ならびに
その親類惣代と組合惣代、更に三役
人等の連印の形態をとるのが一般的
である。従ってここでも親類惣代と
組合惣代の連印を一つの単位と見做
して、これを「親類組合惣代」と略
記し、全体の史料名称を一般的な形
では「村方吟味人・同親類組合惣代・
三役人連印請書」の如くにした。

既述の通り吟味人が藩役所に提出
する請書には(3)の様式のものもある。
両様式の差が何に基づくものである
かは俄には断定し難いが、事件の重
要性や罪状の程度が反映しているの
であろうことが推測されるのであろ
う。ここではこの二つの様式上の類
型が存在する事実を指摘するに止め
る。

(5) 村外の人間の連印
これは地押改などに際して提出さ
れる願書などに、その村の役人と共
に、村より上位の組・郷レベルの村
役人が連印に加わる場合、また前述
の吟味の請書に公事師たる町宿など
が連印するようなもの、或は村間訴
訟に際して他村立入人が連印に加わ
るものなどその数は少なからずある。

この種の史料名称は一般的な形と
しては「村方三役人井村外者連印願
書」とし、個別的なものは例えば
「芦野尾村頭立井宮平組三役人連印
願書」の如くにした（今回の目録で
は村外の連印者については「井」で
結んでそれと明示した）。

(6) 三役人の連印を有さないもの
これは地押改や新田開発の問題に
際して見られるもので、村方三役人
の連印を有さない小前百姓のみの願
書などである。この史料名称は一般
的には「小前百姓連印願書」と構成
し、個別的には「広田村小前惣代連
印願書」の如くにした。これは「村
方三役人願書」の対抗形態をなすも
のであって、その背後に小前百姓層
と村役人・頭立層との対立が伏在す
ることを示唆していることになるで
あろう。

右の変型として小前百姓としてで

はなく村内の特定の人間や寺院が、村方三役人の連印を有さずに出願するものがある。これも多くの場合、当該願人と村役人ないし村全体との確執を示すものである。これの史料名称は一般的には「村方願人（連印）願書」となるのであろうが、今回の目録の表題においては特定の個人名・寺院名を掲げて表記した。

(7) 惣百姓の連印

これは村全体の意思を特定の代表者によらず、その成員全体が直接に明示するもので、その意思明示の形態としては最も強固なものというこゝとが出来てあろう。今回の目録収載史料でこの形態の連印を有する事例としては、地所混雑の解消のための地押改の実施を藩に出願する願書に見られる。これは村民全員の土地所持の権利に関わる問題は全員の意思一致を見なければなし難いものであるので、右の意思一致を表現する連印形態が採られたものであろう。

この連印形態はまた地押改の際の本田・新田の明細書上や地押改の結果についての「竿請証文」などにも見られる。これらにあっては惣百姓の連印は個々の人間の所持する土地についての個々人の誓約の列挙であると同時に、村全体としての意思

（この場合は誓約）の明確な表現でもある。

(8) 三役人の奥書印形

右の連印の諸形態とは別に、村民からの上申史料に村方三役人が奥書印形を据える形態のものが多数存在する。今回の目録では奥書印形は史料名称のなかに組込むことはせず注記事項として付記するに止めたが、史料の性格を規定する要素として奥書印形は連印の問題と同等の重要性をもつものであろう。

村方三役人の奥書印形の機能的意味は、村民が藩に提出する願書・請書・答書などについて、その内容の保証というものが一般的であらう。しかしながらここで問題となるのは先述の(3)「村方願人・三役人連印願書」のような様式との差異が何に基づくかということである。

願人と村方三役人との関係を巡る連印型と奥書印形型との区別を規定する原則を見出すのは相当に困難なことである。前者の事例としては土地の地目変換に際して藩役人の見分を要請するもの、田畑に小屋懸けをして営業をする許可を求めるもの、高除地の処置に関するもの、新田高請と年貢上納に関するもの等が見られる。後者の型は特定の問題に促わ

れずもつと一般的であるように思われる。こうして見れば年貢問題などに関わる重事については連印型が採られているように思われるが、他方この型は幕末期のものに多いということからすると或いは両者の別は時代差に基づくものであるかも知れない。これもまた今後委ねなければならない課題であらう。

奥書印形はまた別の問題を提起する。願人の願書には、右の連印型のものを除くならば、村方三役人の奥書印形が据えられるのが常態であるから、これを有しない願人のみの願書というものはそれ自体である異常性を表示していることになるであらう。これには二通りの意味があるのであって、一つは当該願人の出願に村方役人が不同意を示すもので、これが大多数であらう。今一つはこの願人単独の願書と対で村方三役人の添願書が別に提出される場合であって、この丁重な形態は逆に出願についての希求度の強さを表現するものである。後者の形態は極めて稀しか見えないが、年貢不納問題のような重事について用いられている。

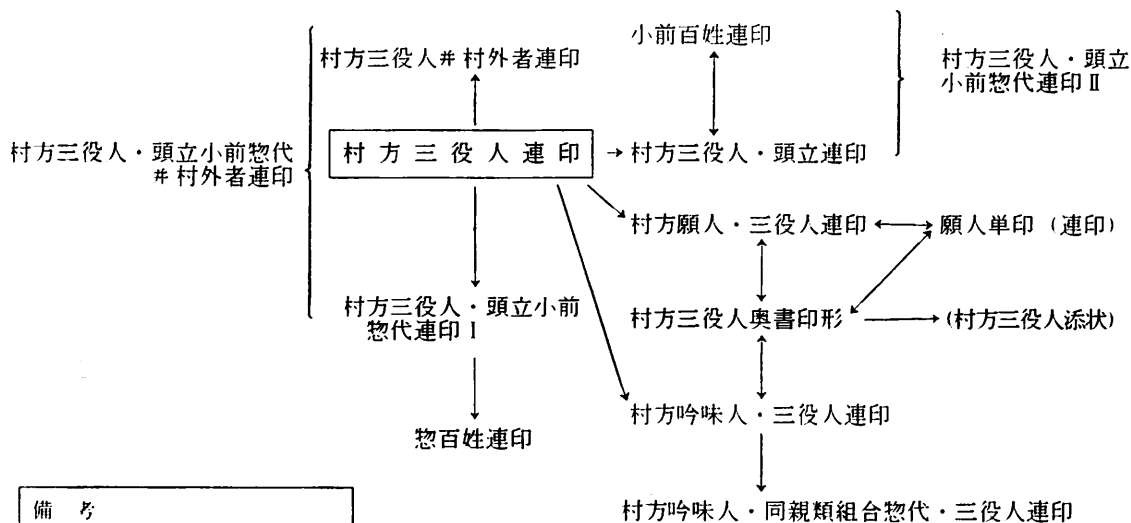
農民上申史料の「連印」の様式性と、それに基づく名称付与の問題に

ついでには以上の通りである、もとより今回の目録収載分の史料についてもこれで尽きるものではないが、それらも右の諸様式の派生型ないし合成型として捉えられるものであって、その意味で右に列挙したものは基本的なものであるということが出来る。これを図示すれば図1の如くなるであらう。

農民上申史料の差出者の「連印」は図1の如くに様式上の体系を構成しており、この体系の中で対比的な関係性において、各「連印」様式はそれぞれ独自の機能的意味を生成しているものである。そしてこの機能的意味が個別具体的な各々の史料に記された文面内容を規定している訳なのである。農民上申史料の名称付与に際して、差出者の「連印」の様式的把握を基軸に据えたのは専ら右の理由によるものなのである。

図1に図示したところのものは松代藩農村という限定された地域における、且つ時代的にも宝暦期以降のものであり、そして何よりもこれらは藩役所の上申される史料という限定された局面においてのみ妥当するものである。従ってこれは他の農民史料一般に妥当するものではない。

図1：農民上申史料の「連印」の諸関係



備考
 → : 派生形態
 ← : 対抗形態
 } : 両形態の合成形態

しかしながらここで試みた農民史料の性格把握、およびその名称付与についての分析視角や方法は、なお他の農民史料についても妥当するものでないかと考える次第である。

当時の人間は（現代の我々とても同じであるが）これら連印のそれぞれ特有のあり方によって、それぞれ独自の意味を発生せしめ、差出者と受領者との間でその意味を相互に了解しあつた上で、当該史料の授受行為を行つていたのである。この場合そこには連印のそれぞれ特有のあり方を象徴的記号とするところの、連印様式の「言語」といふべきものが存在しているものと理解できるのであり、連印のあり方を様式的な観点から類型化して把握していくという史料学的営為とは、この連印の「言語」を解読するという他にないものである。

連印のあり方がそれぞれに「言語」および「言語体系」といった性格のものであるならば、それが各地域各時代という分割された局面においてのみ妥当するものであることも容易に理解されるものであるし、時代・地域を異にすればそれはまたそれぞれに異なつたものとして構成―把握

されねばならないことも首肯されていくであろう（実はこの象徴記号による「言語」ということについては、史料の連印部分に限らず史料の様式の総体が一つの「言語」および「言語体系」をなしているのである。この問題は別の機会に取り上げてみたい）。

史料名称について言うならば、記号論は事物の名称というものを「トクン tonken」や「タイプ type」に区別する。前者は個別的なものものに即した名称「ボチ」「太郎」といったもの。後者は個々のものに備わる一般的性格・意義の観点から付与される名称である。

近世史料の目録におけるこれまでの史料の名称の表記は専らこの「トクン」としての性格のものであつたように思われる。蓋し冊子型史料ではその表紙の字句が、書付型史料ではその記載内容の適宜に要約されたものが、そのままその史料の名称として扱われているからである。

事物の学問的分析のためには右の「タイプ」による名称付与が必要であり、そして史料の様式性のもつ記号的意味の問題を体系的に追求していくためにはその作業が不可欠なのである。

信濃国
安曇郡

穂高町村小川家文書

(現、長野県南安曇郡穂高町)

本調査は、長野県南安曇郡穂高町立郷土資料館において、昭和六一年七月二十七日より三〇日まで四日間にわたって実施した調査である。主として名古屋大学教育学部教授近藤哲生氏、名古屋大学経済学部助手伴野泰弘氏に調査を依頼したが、このほか名古屋大学経済学部大学院の杉浦勢之・小林賢次らの諸氏にも御協力を願った。当館からは浅井潤子が参加した。

調査対象である小川家文書の主体は、すでに昭和三十一年当館に譲渡されているもので、昭和六一年三月当館所蔵史料目録第四十四集として刊行された文書の片割れである。穂高町立郷土資料館には、昭和四七年開館と同時に小川家より移管されており、一部手を入れたままで目録作製はなされておらなかった。そこで当館の小川家文書目録成刊を期して、郷土資料館の文書目録をも作製し、研究者の利用に供するため所在調査を実施した。

現場は松本の北に位置し、北アルプスの裾野、安曇野のほぼ中央にあ

って北国街道より分岐した糸魚川街道(千国路)に面した村高二六〇石余の小村である。旧支配は松本領松平丹波守の所領で、保高組に所属していた。

当該文書の小川家は江戸時代中期以降、庄屋として村政を預かり、ほかに隣村の牧村の越庄屋をしており、さらに一時期ではあるが、等々力町村や貝梅村の兼帯庄屋をも勤めた家である。一方屋号を「大和屋」と称し、農業経営のほか質商や刻苧の出荷など種々家業を営んでいた。とくに幕末に刻苧の販売を手広く行っていたため、その関係の史料も多く含まれている。この附近の煙草商いの主体は、所謂「生坂苧」と総称される刻苧で、犀川丘陵村落に古くから栽培されていたものが、漸次安曇野の平坦地にまで栽培され、幕末には穂高町村で約一〇〇〇貫もの刻苧が出荷されるようになった。保高町村で生産された刻苧は、上州(現群馬県)倉賀野宿から利根川を下して江戸刻煙草問屋へ販売されていたが、小川家の刻苧商いの全貌は、この残

存史料よりは残念ながら知ることはできない。取引先である江戸刻煙草問屋や、中間の倉賀野田口家との往復書簡などで、その商取引の一端を推察することはできる。

現在穂高町郷土資料館に保管されている小川家文書の総点数は約一五〇〇点である。すでに郷土資料館の手によって年代別(かならずしも全体が画一的でない)の荒整理がされて、スチールロッカーと書棚に収納されていた。史料の整理はできうる限り保管されていた状態すなわち原型保存を第一と考えなければならぬ。この様にすでに手が加えられてしまった史料は、これ以上原型をくずさないようにとの配慮から、今回は先人の仕分けされて縛られたままの状態で漸次目録をとる事にした。すなわち纏められてロッカー・書棚に収納されている順序に一点一点目録をとり、整理番号を与えていった。それ故に出来上った目録は分類もできず同じ銘柄が年代別に分割されているため、心ならずも利用者にとっては大変利用しにくいものになってしまった。

内容的には当館所蔵の小川家文書に缺けた部分が残存しているが、中には当館の小川家文書には全然な

った貴重なものもある。主たるものを掲示しておく。

御用留帳 安永九年～明治三年
約五〇冊

棚卸帳 文化と安政 一五冊
保高町村五人組連判帳 天明と明治
治 九〇冊

大豆割帳 寛政と文久 三〇冊
御年貢庭帳 天明と安政 五〇冊

御年貢上納払通 安政四と文政
二〇冊

大豆割帳 天明と嘉永 三〇冊
御廻米割帳 寛政と安政 四〇冊

牧村御年貢上納拂通 文政と安政
二〇冊

以上のような帳簿類は当館所蔵文書より現地郷土資料館の保管文書の方が揃っているように思われる。利用者には是非両所の文書を閲覧することをおすすめする。

なお穂高町郷土資料館には常任の職員がいなかったため、閲覧の際にはあらかじめ現地教育委員会に連絡の上利用されないと、史料の閲覧は不可能です。
(浅井潤子)

本調査は、一九八六年九月一七、一八、一九日の三日間、山口県文書館の広田暢久、北川健の両氏、萩市郷土博物館の近藤隆彦、樋口尚樹の両氏に調査員を委嘱し、また山口県文書館の戸島昭氏の御協力を得て実施した。当館よりは安澤秀一、山田哲好、大藤修の三名が参加した。

菊屋家の先祖は摂津国住吉大社の祠官、津守摂津守国量朝臣に発すると伝えられている。中世期には大内氏に隨身して山口に住み、同氏滅亡後は武士を捨てて町人となった。山口の津守家に伝わる文書(『萩藩閥閥録遺漏』所収)によると、永禄二年(一五六九)一〇月、大内輝弘が山口に乱入した際、津守平右衛門尉は高嶺城にたてこもって防戦に努め、この功績によって翌年、毛利元就より感状をたまわるとともに、「大町居屋敷其外証文等焼失之由被知召」、「如前々居住」を安堵されている。そのあと毛利輝元より下された山口大市居屋敷安堵状には、宛名に「山口大市町人 菊屋民蔵」、裏書に「津守平右衛門尉 輝元」と

みえるので、津守姓の他に屋号として「菊屋」を称していたらしい。

友味(嘉雄)の代には山口四八町の惣年寄役を勤め、関が原の戦い直後には毛利輝元に献金して急場の難を救ったという。慶長九年(一六〇四)、輝元の萩入部に従って友味も倅孫兵衛とともに移住し、城下町造成に尽力した。そして、その功により呉服町に屋敷を拝領した。その後、友味は山口の津守家に隠居し、萩の菊屋家は孫兵衛が継いで、「孫兵衛」がこの家の通名として代々襲名されている(途中、十(重)郎左衛門を名乗った代もある)。文書の大部分は「菊屋」と記されているが、宛名が「石川孫兵衛」となっている書状も存し、また代々の判鑑は「石川性代々判鑑」と題されているので、苗字は「石川」を名乗っていたようである。山口の津守家の方は友味の次男が継いでいるので、長男孫兵衛には新天地の萩で新たに「家」を興せるという意味もあって「石川」姓を名乗らせたとも思料されるが、定かではない。明治以降は「菊屋」

が苗字になっている。

菊屋家では藩の御当用銀をたびたび用立てており、享保三年(一七一八)には先祖以来の勤功によって大年寄格御用聞を仰せ付けられ、以後代々これに任ぜられている。また同一年には一〇カ年を限って酒造石一〇石を免許されている。近世後期には藩が菊屋より御台所御用醬油を買い上げているので、醬油醸造も行っていたようである。幕末期には町兵取り立てに尽力し、小銃を献納している。菊屋家の家屋はしばしば藩の御用宅に借り上げられ、巡見上使の本陣も勤めていた。したがって屋敷建物の維持・整備にはことのほか意を払ってきており、全国でも最古に属する町家としての趣を今に伝えている。先年、主屋など五棟が国の重要文化財に指定された。

菊屋家には萩移住以来現代に至るまでの文書が数千点伝来している。そのうち家の由緒・格式、親族に關する文書は主屋で保管され、御当主の菊屋栄子氏が先年より地元の研究者の助力を得て整理を進められてきている。他の大部分の文書は蔵に納められ、長持、木箱、行李などに入れて保管されている。蔵の文書に調査の手を入れたのは今回が初めてで

ある。調査目録には文書の保管場所、容器を明示し、各容器にA、B、Cの記号を与え、同一容器の文書群ごとに1から順に番号を付して目録にとった。こうしてみると、容器による文書の区分がかなりの程度明瞭に出てきた。

今回目録化したのは千点余で、近世では格式、御用にかかわって藩との間で授受した文書が中心をなし、明治以降では土地所有、地主経営、金融に関するものが主体となっている。ことに小作米取立帳が明治十年代後半以降連続して残っており、松方デフレを機に急速にかつ広範囲にわたって土地集積が進んだことが知られる。大正八年段階の所有地は一三九町八反で、山口県下の第四位である。近世の営業帳簿が全く欠落しているが、焼却した帳簿もあるとのことなので、あるいはそのためかもしれない。

文書の他にも美術工芸品、生活用具、書籍が大量に伝存しており、その一部は屋敷内に陳列して公開され、往時の豪商の生活ぶりを偲ばせられる。最後に、調査に際し一方ならぬ御世話をたまわった菊屋栄子氏、ならびに調査員の各位に心より御礼申し上げたい。(大藤 修)

『大塩平八郎一件書留』の刊行

本年三月、史料館叢書の9として『大塩平八郎一件書留』を刊行した。編集を担当した立場から、本書の概要を簡単に紹介してみた。

本書は半紙帳面仕立五冊からなり、厚紙の帙に収まっている。帙の表題は「大塩平八郎一件評定所一座書留」とあるが、本書では、冒頭のように短縮して書名とした。

本書の由来は、本書に押印された蔵書印等からみると、三井文庫の前身である三井家編纂室が明治四四年（一九一一年）九月二五日に購求したものであり、三井文庫が新築移転した昭和四一年に文部省史料館へ参考図書として移譲され、今日に至っている。

さて、本書は今から丁度一五〇年前の天保八年（一八三七）二月十九日、大阪市中で蜂起した「大塩の乱」の幕府の裁判記録の写本（一部原本か）である。

この裁判は幕府評定所一座で行なわれ、とくに「一座掛詮議物」として、一座全員による糾問がなされた

という（平松義郎著『近世刑事訴訟法の研究』四三三頁、創文社）。

評定所一座とは、寺社奉行（四名）・江戸町奉行（二名）・公事方勘定奉行（二名）等全員が合議体として行なう裁判機関である。

本書は、この評定所一座で作成された大塩事件裁判記録であり、それが一括して揃っているものである。

すなわち、幕府は寛政三年（一七九一）以来、裁判記録の保存の原則として、「吟味書」「御仕置付」「例書」の三部は一括して「綴じて一冊の帳面に仕立てることに」していたのである（平松前掲書八五四頁、以下同書に負うところ大である）。本書は、紛れもなくこの三部構成をとっているのである。すなわち、「吟味何書」「吟味書」と同じ「三冊」「御仕置附書付」一冊、「別紙之分大坂一件書物」「例書」に相当するもの（一冊と、三部作五冊が完揃しているの）である。

この三部作の構成・内容等について若干の説明を試みると、次のとおりである。

りである。

第一部「吟味何書」は、大塩平八郎ら被糾問者七五〇人余に關し、評定所一座が吟味し、その結果の量刑の原案を提示して、老中へ「仕置伺」するものである。この「吟味何書」は、被糾問者ごとに、「吟味書」と「吟味詰り之口書」という二つの文章から成立している。前者は、黒線の枠内に簡潔な文章で、自供の趣旨によって「犯罪」の事実を記し、証人による証明の経路を書き、

最後に量刑の原案を伺うという形式で結ぶものである。後者は、被糾問者の供述録で、「吟味詰り」（「吟味詰め」とは、吟味終了の意味で結審のための供述書であり、「犯罪」の事實は、これによって認定された。この「吟味詰り之口書」の特色は、「詰文言」で末尾を結ぶことにある。たとえば、「不埒之旨御吟味受可申立様無御座候」、「不届之旨御吟味受無申披奉誤入候」などと、量刑に

より、軽いのが「不埒詰」、重いのが「不届詰」と区別した。なお、本文を補足する事項は適宜、本文中に一字下りで朱書で記述されている。

第二部「御仕置附書付」は、第一部の「吟味何書」の被糾問者に対する量刑の原案を提示する前提として、

公事方御定書、または先例の判例を引用して擬律をなし、その原案の当否を伺うという形式の書付である。大塩事件の先例として引合に出されているのは慶安四年（一六五二）の「山比正雪の乱」であり、このことは、この事件に対する幕府の意識を窺う点で注目しに値する。

第三部「別紙之分大坂一件書物」は評定所一座の吟味の際に作成された関係書類を綴ったものであり、筆跡が多様であり貼紙も多数あるので、この冊子は原本の可能性が強い。この中には、大塩平八郎初め被糾問者二〇名の親族書上げや、平八郎の次男弓太郎三歳の量刑をめぐって、幼児の「死罪」の可否を論じ、林大末尾の意見書等も添付されている。末尾には、大塩平八郎以下関係者に対する判決文である「御下知書」が収録されている。

以上、簡単な紹介でもわかるように、本書によって、大塩事件に対する幕府裁判の実態とその全貌が、判明し、まことに貴重な史料であると

いえる。

（森 安彦）

東京大学出版会発行

A5版 上製箱入

本文 四二〇頁
定価 八千八百円

昭和六一年度新収史料紹介 (二)

⑤はマイクロフィルムによる収集を示す

④ 八田家 真田家家系図

長野市松代町の八田家に伝蔵の真田家の家臣の系図である。同家はもと真田家松代藩の御用商人として名高いが、右のような関係から真田家臣の系図が同家に伝来したものであろう。系図は横帳(横美半版)八冊から成り、イロハ順に配列されている。系図の記載年代の下限から推定して文化文政の頃の成立のものかと思われる。(現蔵者―八田勇氏、長野市松代町五七七番地。収録点数一リール、四六三コマ)

⑤ 美作国 松平家文書(愛山文庫)

美作国津山松平家は徳川家康の二男結城秀康を始祖とする。すなわちご三家に次ぐ親藩越前松平家二代の忠直流譜のあと、越後高田へ転じた三代光長は、いわゆる越後騒動によって天和元年改易となったが、養嗣子長矩のとき再興をゆるされ、津山城主森氏一八万石余取公のあとをうけて、元禄一一年津山藩十万石に封

ぜられ、幕末に及んでいる(但し享保一一年五万石に減知、文化一四年再び十万石に復帰)。因みに現在市立郷土館に収蔵されている松平家文書は、和漢籍を含み、往昔同地の愛宕山東照宮境内の旧藩倉庫に保管されていたことから「愛山文庫」と呼称されている。藩政史料は藩庁各部署の日記類を主幹とするが、今年度は、そのうち松平氏入封の元禄一一年に始まる国許日記(享保一〇年まで二五冊)、町奉行日記(安永二年(慶応二年八二冊)のほか、寛保二年から文政二年迄の「御役料并御手当米増減」、文化一五年「諸家御応対之部」、「町奉行動向心得」等々、渋紙表紙本と呼ばれ、明治初年の編冊にかかると思われる、藩の行財政に関する各役職上の実務の手引書としての先例書抜の類を収録した。複写のご許可を賜わり、甚大なご便宜を与えて下さった市立津山郷土館に深謝申し上げる。

(現蔵者―市立津山郷土館、岡山県津山市南新座二六。収録点数五四リール、三七、八八三コマ)

全史料協第十二回大会参加記

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)の第二回大会は、昨年一〇月二十九日・三〇日の両日、宇都宮市内県庁近くの栃木会館で開催された。開催の栃木県においては、同月一日に県立文書館が開館したばかりである。その多忙な中であつたが、県関係の方々と全史料協事務局のご尽力で、是迄にない一六〇名近くの参加という盛況さであつた。

今回より『のぞましい文書館像』と全体テーマをかけた、第一日目午前総会、午後全体会として(一)「栃木県立文書館の設立」栃木県立文書館阿部昭氏(二)「世界の文書館・日本の文書館」国立史料館安澤秀一氏の二報告があり、次いで二つに分かれ八第一分科会V「市町村文書館の諸問題」埼玉県戸田市史編さん室佐藤勝巳氏八第二分科会V「複合館の諸問題」京都府立総合資料館中谷弼氏の報告についてそれぞれ活発な討議がなされた。その後、新設の県庁東館内の文書館見学が行われた。第二日目、全体で前日の全体会及び分科会の内容報告と討議の時間

がとられた。次に前大会以降活動を続けてきた法文小委員会が、これまで一〇回にわたって検討を重ねてきた内容と問題点についてまとめ、さらに文書館にふさわしい法案作成のための「文書館法大綱案」を提出した。事前に資料の配布ができなかったこともあり、細部にわたる議論には至らなかったのが残念ではあつたものの、これまでの要請・陳情の段階から、史料保存利用に携わる側として文書館法に盛るべき内容を示したことの意味は大きい。今後、大綱案の検討を十分に重ね、文書館法制定に向けて積極的に働き掛けてゆくことが決められた。会でも話題となつた裁判記録・国鉄資料の保存問題など、各方面で独自に保存に向けた立法が検討され、運動が展開されている。また、昨年は全史料協がICA(国際文書館評議会)に加入、さらに第一回文書館振興国際会議を開くなど、国際的視野から内外にアピールした画期的な年でもあつた。文書館運動も新たな時期を向えた、と感じさせる大会であつた。(廣瀬睦)

受贈図書

昭和六十年(三)

正倉院文書展〔国立歴史民俗博物館〕
火くらしと祈りー〔石川県立郷土資料館〕

さつまやきーその歴史と多様性図録
〔鹿児島県歴史資料センター黎明館〕

メキシコの民芸〔埼玉県立博物館〕

観音信仰と社寺参詣〔京都府立丹後郷土資料館〕

三陸の漁業〔東北歴史資料館〕

香川県史 14
戊午東西蝦夷山川地理取調日記 下

〔北海道出版企画センター〕
青森県立郷土館調査報告 第18・19集

国典類抄 第15巻〔秋田県立秋田図書館〕

群馬県史 資料編4
明治22年埼玉県知事巡視録〔埼玉新聞社〕

太田区史 上巻
豊島区立郷土資料館調査報告書 第一集〔豊島区立郷土資料館〕

日本橋通一丁目における表通りの庇
について〔黒津高行〕

久ヶ原遺跡〔久ヶ原遺跡調査会〕

尾張屋清七版江戸切絵図〔慶應義塾大学三田情報センター〕

新修稲沢市史 資料編14

半田市誌 「近世文書1」

新修大津市史 第八巻

大谷女子大学資料館報告書 第12・13冊

兵庫県史・史料編 古代二
〔奈良県〕伏見町史

津山郷土館報 第1・2・6・15・17・18集

岩邑年代記(二)〔岩国徴古館〕

熱田神宮史料 造宮遷宮編中巻〔熱田田神宮々庁〕

報恩寺の沿革〔千田孝雄〕

文明開化〔岩波書店〕

住友史料叢書年々帳〔住友修史室〕

栗本学園五〇年史
神奈川大学日本常民文化研究所調査報告 第10集

足利氏の歴史〔栃木県立博物館〕

鉢形城主北条氏邦文書展〔埼玉県立文書館〕

かこー多摩地域を中心としてー〔八王子市郷土資料館〕

松平氏史料展図録〔上田市立博物館〕

松平城の歴史展〔日本民族資料館〕

子規と明治〔松山市立子規記念博物館〕

栗本学園創立五十周年記念 名古屋商科大学論集 第30巻

札幌大学図書館増加図書目録 第6巻

札幌市中央図書館雑誌・新聞総合目録

一関市立図書館資料目録

江刺市立図書館郷土資料目録 No.3

江刺市古文书所在目録〔江刺市立図書館〕

岩手県立博物館分類展示資料目録

新庄図書館所蔵史料目録 第1巻

山形県教育文化資料館所蔵文集目録〔山形県教職員組合〕

福島県山都町史資料目録 第3・4集

日立市郷土博物館収蔵資料目録 第3集

群馬県郷土資料総合目録〔追録9〕
〔群馬県立図書館〕

国際商科大学雑誌目録(一九八五年八月末現在)

伊勢崎市立図書館品川文庫図書目録 一九八五

国士館大学増加図書目録 昭和59年版・索引共

武蔵国多摩郡中野村名主堀江家文書目録 改定増補版〔東京都立大学附属図書館〕

東京都立中央図書館蔵地方史誌関係図書目録 書名索引編

慶應義塾図書館蔵 魚菜文庫(旧称石泰文庫)目録

文化女子大学図書館蔵 服飾関係邦文文献目録

東京家政学院大学図書館報 第25号別冊 衣関係所蔵論文目録

小堀家文書目録〔東京経済大学図書館〕

財団法人民族学振興会蔵書目録

神奈川大学図書館蔵書目録 和書・洋書 昭和59年

神奈川県立図書館蔵書目録 和書の部第15

金沢の寺社 第三・四集〔横浜市金沢区役所〕

大鋸コレクション目録 刷物編〔石川県立郷土資料館〕

静岡県立中央図書館蔵書目録 第5巻

館藏品目録(自昭和47年度 至昭和

58年度)(半田市立博物館)

半田市郷土資料館所蔵文書目録 第

一、三集

愛知県教育史料目録 フィルム化

史料第3集(愛知県教育センター)

郷土室収藏品目録 2(尾鷲市立中

央公民館郷土室)

三重県史資料調査報告書 1

収藏品目録 第一輯 文書編(本居

宜長記念館)

彦根藩文書調査報告書—井伊家伝来

古文書—(一)、(五)・補遺

(彦根史教育委員会)

花園大学図書館増加図書目録⁸⁴

花園大学図書館逐次刊行物目録⁸⁵

加古川市史編集資料目録集 7・8

受贈図書

昭和六十一年度 (一)

北海道立文書館史料集 第一

アイヌの移動と居住集団(遠藤匡俊)

新室蘭市史 第三卷

(青森県) 深浦町史年表

(若手県) 石鳥谷町史 下巻

北上市文化財調査報告 第9、41集

(北上市教育委員会)

市町村指定文化財一覧(若手県文化

財愛護協会)

仙台市文化財調査報告書 第76・82

神戸市立博物館館藏品目録 考古・

歴史の部2・地図の部2・美術の

部2

奈良教育大学増加図書目録12

鳥取県立博物館所蔵目録33

資料調査報告書 第十二集(同右)

金光教図書館蔵 金光教図書目録

所蔵史料目録 (二)・(四)(徳

島県立図書館)

大山祇神社文書目録 第一集(愛媛

県教育委員会)

福岡県郷土資料総合目録 8(福岡

県立図書館)

宮崎県郷土資料利用の手引(宮崎県

立図書館)

日本外交文書 大正15年 第2冊上

巻(外務省)

集(仙台市教育委員会)

近世大葛金山関係史料(比内町史編

纂室)

鹿角市史資料編 第十四集

秋田県教育史 第六・七巻(秋田県

教育委員会)

(秋田県) 朝日村史 下巻・年表

村山市史 芸術文化編

村山市史編集資料 第十五号

寒河江市史編集叢書 第三十四集

天童市史編集資料 第40、42号

荘内史料集 15(鶴岡市史編集会)

山形県教育史料 統計編第六巻

(山形県教育委員会)

(福島県) 梁川町史 6

会津藩家世実紀 第十二巻(家世実

紀刊本編集委員会)

小山市史 通史編II

岩槻市史 通史編

新座市「嵯峨山遺跡第5地点」発掘

調査報告書(新座市遺跡調査会)

新座市道場遺跡発掘調査報告書(同

右)

中央区年表 江戸時代編中(東京都

中央区立京橋図書館)

府中市郷土資料集 9(府中市立郷

土館)

発掘された葛西城(葛飾区教育委員

会)

神奈川県アトラス(平凡社)

柏崎市史資料集 近世編 2下

越中五箇山 平村史 上巻

(福井県) 越前村誌 史料編

大町市史 第三巻(資料共)

沼津市文化財調査報告 第32集(沼

津市教育委員会)

袋井市史 資料編民族文化財年表

島田風土記 大津編(島田市教育委

員会)

新編岡崎市史 5・8・9・14

(愛知県) 鳳来町誌資料 村誌綴

名古屋叢書 三編第十八巻(一)・

(二)(名古屋市蓬左文庫)

刈谷町庄屋留帳 第十五巻(刈谷市

教育委員会)

長圓寺尚影堂保存修理工事報告書

(同修理委員会)

神宮御師資料 外宮編三(皇学館大

学)

滋賀県議会史 第八巻

史料京都の歴史 第8巻(平凡社)

向日市埋蔵文化財調査報告書 第10

・13集(向日市教育委員会)

松原市史 第一巻

赤穂市史 第三巻

尼崎の地名(尼崎市立地域研究史料

館)

古文書調査記録 第十・十一集(福

山城博物館友の会)

防長寺社由来 第七館(山口県文書

館)

(佐賀県) 有田町史 政治 社会

編1

佐賀県史料集成 古文書編 第二十

六巻(佐賀県立図書館)

鹿児島県史料 新納久仰雑譜一・旧

記雑録 後編六(鹿児島県歴史資

料センター黎明館)

激動期の島津氏(同右)

琉政文書がうったえるもの(渡口善

明)

沖繩県史料 前近代4〔沖繩県沖繩史料編集所〕

第三十七回正倉院展〔奈良国立博物館〕

幕末維新史料展〔福井市立郷土歴史博物館〕

女のくらし〔サントリ博物館〕

日本の戯画〔同右〕

特別展 かお〔埼玉県立博物館〕

明治版画と小林清親展図録〔群馬県立近代美術館〕

昭和激動期の議会政治特別展目録〔憲政記念館〕

江戸とは何か 4〔至文堂〕

世紀別歴史資料〔東京法令出版〕

総合日本史〔同右〕

法隆寺史料集成 一、十五〔大家重夫〕

島屋佐右衛門家声録について〔藤村潤一郎〕

中央大学百周年記念論文集 文学部芭蕉記念館所蔵本「甲子吟行」

近世・近代地方文書研究と整理論の課題〔安藤正人〕

東京ブックマップ〔書籍情報社〕

図書寮叢刊 壬生家文書八・夫木和歌抄三〔宮内庁書陵部〕

守屋舎人日帳 第七卷〔秀村選三〕

東京大学の百年 一八七七―一九七七

新札幌市史 第七卷

藤沢山日鑑 第四卷〔藤沢市文書館〕

福井県史 資料編2

長野県史 近代史料編 第五卷〔四〕

富土市消防史〔富土市消防本部〕

新修稲沢市史 資料編十五

愛知県議会史 第十一卷

伊丹資料叢書 7〔伊丹市立博物館〕

池田市史 史料編6

岡山県史 第七卷

香川県史 11

注釈西條誌〔安藤正人〕

山形市史資料 第70号

米沢市史資料 第十七・十八号

沼津資料集成 13〔沼津市立駿河図書館〕

大阪市史資料 第17輯

小野田市史 史料上

〔京都府〕木津町史 史料編II

北海道立図書館蔵書目録 第18分冊

北海道立文書館所蔵資料目録 1

北海道立文書館所蔵公文書件名目録

1

札幌市中央図書館蔵書目録 第3・4巻

釧路市立郷土博物館収蔵資料目録

〔III〕(V)

札幌大学図書館所蔵雑誌目録一九八三年版 補遺3

北海学園大学増加図書目録 第21号

弘前図書館郷土資料目録 第12巻

山形県立図書館郷土資料目録 3

山形県関係新聞記事索引 昭和60年版〔同右〕

山形県史料所在目録 第5集

蔵書目録 第28集・別集5〔福島県立図書館〕

歴史資料館収蔵資料目録 第15集

〔福島県文化センター〕

〔福島県〕桑折町歴史資料所在目録

第4分冊

史料目録 17・18〔茨城県立歴史館〕

〔茨城県〕玉造町史資料 第1集

栃木県公共図書館逐次刊行物総合目録〔栃木県公共図書館協会〕

平畑静塔文庫目録〔栃木県立図書館〕

群馬県近世史資料所在目録 28

桐生市史料目録 第3集〔桐生市教育委員会〕

桐生市市長沢家文書目録〔桐生市立図書館〕

桐生市村岡家・吉田家外諸家文書目録〔同右〕

増加図書目録 昭和59年度〔伊勢崎市立図書館〕

武蔵国児玉郡西今井村鈴木喜太夫家所蔵文書目録〔香取俊光〕

埼玉県立文書館増加図書目録 昭和59年度

田中重之文庫目録〔埼玉県立浦和図書館〕

埼玉資料年報―昭和59年度―〔同右〕

東京都公文書館所蔵庁内刊行資料目録 21

租税資料目録 第7集〔国税庁税務大学校租税資料室〕

館外資料目録 (上)〔郵政省通信博物館〕

古文書目録 第八集小川家文書目録

上巻・下巻〔小平市中央図書館〕

比較文化研究所蔵書目録〔東京女子大学〕

〔同右〕

〔同右〕

〔同右〕

〔同右〕

〔同右〕

常陽の村落史料目録 No 25 (立正大
学古文書研究会)

神奈川県関係新聞記事索引 第24集

〔神奈川県立文化資料館〕

藤沢市史資料所在目録稿 第18集

〔藤沢市文書館〕

新聞記事目録 第1集 (平塚市博物
館市史編さん係)

座間市史資料所在目録 第2・5集

古典逍遙 神奈川大学図書館貴重図
書目録 (神奈川大学図書館)

加賀藩年寄役前田土佐守家文書目録

〔石川県立郷土資料館〕

山梨県立図書館増加図書目録 第六
巻

山梨県立図書館所蔵古文書目録 6

都留市史資料所在目録 第3集

(長野県) 御代田町古文書調査報告
書 第一集

岐阜県所在史料目録 第17集 (岐阜
県歴史資料館)

岐阜県行政文書目録 昭和37年以前
編 (同右)

岐阜県史料調査報告書 第七号 (同
右)

愛知図書館蔵書目録 第3巻

半田市立博物館所蔵文書目録 第四
集

京都府資料目録追録 No 2 (京都府
立総合資料館)

天龍寺文書目録 (京都府教育委員会)
尼門跡寺院大聖寺宝鏡寺盞蓋寺古文
書目録 (同右)

大阪府立中央図書館蔵書目録 第17
巻

大阪府立大学増加図書目録 第50・
51集

県政資料目録 (追録) (昭和60年)

〔兵庫県企画部統計課県政情報資
料室〕

黒田 (作屋) 清右衛門家文書目録

〔桑田優〕

蔵書目録 第16巻 (鳥取大学附属図
書館)

島根県飯石郡掛合町役場所蔵文書目
録 (掛合町誌編さん委員会)

岡山大学所蔵近世庶民資料目録 第
4巻

広島県内公共図書館郷土資料目録
第29号 (広島県立図書館)

山口県文書館地方調査員調査報告13

徳島県博物館所蔵資料目録 第十五
号

福岡県郷土資料総合目録 9 (福岡
県立図書館)

内閣文庫百年史 (国立公文書館)

公文類聚目録 第二 (同右)

正保城絵図Ⅱ・8 (同右)

北海道開拓記念館調査報告 第25号

弘前図書館かたりべ双書 第5集

青森県立郷土館調査報告 第20集

盛岡藩雜書 第一卷 (盛岡市教育委
員会)

岩手県立博物館調査研究報告書 第
2冊

遠野市洞穴調査報告書 (遠野市立博
物館)

仙台市博物館調査研究報告 第五号

文書による郷土的なレナレンス質問
に対する回答事例 第二(4) (仙台
市民図書館)

仙台市文化財調査報告書 第80・86・
87・90・92集 (仙台市教育委員会)

(秋田県) 西仙北郷土史資料 第二
十集 (西仙北郷土史資料調査
委員会)

秋田城跡 (秋田県教育委員会)

本間家土地文書 第九巻 (農業総
合研究所)

二本松市史 第八巻

いわき市史 第十巻 近代資料 I

(上)・(下)

(福島県) 田島町史 第6巻 (上)

近世史料 I

(福島県) 滝根町史資料集 第9・
11集

茨城県史 中世編

取手市史 古代中世資料編・民俗編 III

龍ヶ崎市史 第二巻

真岡市史 第5巻 民俗編

群馬県史 資料編 7 中世 3
新編埼玉県史 資料編 8・22・別編
東松山史の歴史 下巻

川越市史写真集

(埼玉県) 三芳町史 史料編 I

教育ひとむかし (三芳町教育委員会)

十年のあゆみ (埼玉県市町村編さん
連絡協議会)

鳩ヶ谷市の古文書 第十一集 (鳩ヶ
谷市教育委員会)

鳩ヶ谷市の文化財 第十一集 (同右)

埼玉県史調査報告書

埼玉県古式古墳調査報告書 (同右)

新座市「嵯峨山遺跡第3地点」発掘
調査報告書 (新座市遺跡調査会)

埼玉県新座市「嵯峨山遺跡第6地点」
発掘調査報告書 (同右)

新座市埋蔵文化財報告 第四集 (新
座市教育委員会)

佛像 (東松山市史編さん課)

千葉県史料 近代篇郡制上

成田市史 中世近世編・近現代編

習志野市史 第二巻

船橋市郷土資料図録 8 (船橋市郷
土資料館)

船橋の民家 9 (船橋市教育委員会)

古作貝塚 遺跡確認調査報告 (船橋
市遺跡調査会)

成田山霊光館図録 第4集 (以下次号)

○史料の収集

今年度は次の四件について、マイクロフィルムによる収集を実施した。備中国松山板倉家文書(大名・山城国京都冷泉町文書(町方)・近江国草津宿田中家文書(本陣)・八田家所蔵真田家系図。

このほか、特別研究「近世史料の古文書学的研究」の一環として、岡山県津山市立郷土館所蔵松平家文書(愛山文庫)のマイクロフィルムによる収集を実施した。各文書の概要については、前号(四五号)及び本号「新収史料紹介」を参照されたい。

○史料の所在調査

長野県南安曇郡穂高町郷土資料館所蔵小川家文書、山口県萩市呉服町菊屋家文書の二件について実施した。その概要は本号「史料所在調査報告」を参照されたい。

○史料館関連機関の調査

本年度の標記の調査は、次の各機関を対象に実施した。

山梨県立図書館・諏訪市図書館(施設調査、二月二〇日、二一日、林宏保)

彦根市立図書館・滋賀県立図書館・

奈良県立奈良図書館・天理大学附属図書館(地方史誌調査、二月二三日、二七日、

深川美枝子)

会津若松市立会津図書館(施設調査、三月一八日、一九日、林宏保)

○評議員会の開催

本年三月二五日に国文学研究資料館評議員会議が開催され、管理運営の概況、昭和六二年度予算内示、同事業計画その他についての議事が評議された。

○運営協議委員会の開催

本年一月二七日と三月一〇日に国文学研究資料館運営協議員会議が開催され、教官人事、管理運営の概況、昭和六二年度予算内示、同事業計画等についての議事を協議した。

○近世史料取扱講習会

昭和六一年度の講習会は、昨年九月二九日、一〇日三日京都会場(京都府立総合資料館)、同一〇月一三日、一七日東京会場(当館)で開催された。

昭和六二年度の講習会は次の通り開催する予定であり、詳細については追って発表する。

- 一、昭和六二年一〇月五日、九日、於大阪府公文書館
- 二、同年一〇月一九日、二三日、於国文学研究資料館

○定期刊行物の発行

- 1 「史料館研究紀要」第一八号を刊行。
- 2 「史料館所蔵史料目録」第四五集として「信濃国佐久郡御影新田村柏木家文

書目録」を刊行。

3 「史料館叢書」9として「大塩平八郎一件書留」(東京大学出版会)を刊行。

4 「史料館報」第四五号(六一年九月)、第四六号(本号)六二年三月)刊行。

○館内研究会

第一〇二回(昭和62・1・29)九州地方の史料の存在状況について

久留米大学 秀村選三氏

第一〇三回(昭和62・2・19)

「信濃国佐久郡御影新田村柏木家文書」の目録編成について 森 安彦

第一〇四回(昭和62・2・24)

近世における賤民制成立の問題―阿波国の場合― 鳴門教育大学 高橋 啓氏

◎閲覧業務停止のお知らせ

書庫内燻蒸、蔵書点検の実施にともない、左記の期間の閲覧を停止いたしますので、周知方をお願いいたします。

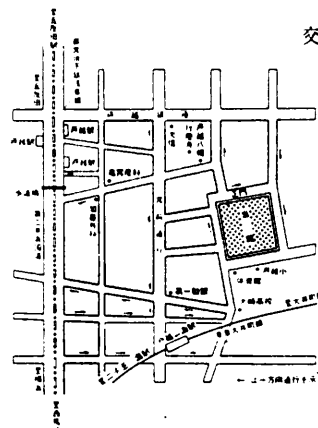
昭和六二年四月二三日(木)

から五月五日(火)まで

なお、平常の閲覧は次の通りです
閲覧時間 午前九時三〇分より午後四時三〇分まで
但し土曜日は正午まで

休館日 日曜日・祝日・年末年始
(二月二七日、一月五日)

交通案内図



- 都営地下鉄 戸越駅下車(徒歩七分)
- 池上線 戸越銀座駅下車(十分)
- 大井町線 戸越公園駅下車(八分)

史料館報 第四六号

昭和六二年(一九八七)三月三十一日発行
編集・発行 東京都品川区豊町一ノ一六の一〇
国文学研究資料館内(〒一四二二)

国立史料館
電話〇三七八五七一一(代)

印刷所

東京都台東区寿三ノ一四ノ五
有限会社 スミダ
電話〇三(八四二)七三三三